

五 推移

ルカラ各工場同様賃上ヒラシタシ
ト夫々嘆願重役ニ之ヲ傳言セラル、採依頼上同日十一時五
十分引揚ケタリ

本嘆願運動ハ前記ノ如リ亀戸 吾娯 沿津ノ各支部ハ京モス
労働組合ノ監督ノ下ニ同一歩調ヲ揃ヘ續行シツ、アルカ就中
亀戸支部ノ態度相違強硬ニシテ會社側ノ内示スル方針ニ對シ
テハ相違不満ソ有セルヲ以テ解決途ニハ相當ノ曲折ヲ免シカ
ル核様ナリ

右及申(通)報候也

常務理事

調査事務第九八八號

事務照任十二年五月十三日

警視總監 横山 助 成

内務大臣 河原田 稼吉 殿
社 會 局 長 官 殿
委 知 靜 岡 各 縣 知 事 殿

大東紡織株式會社ノ労働爭議ニ關スル件

卷三第百三號

(1) 標記会社並ニ各都府道三高等行政官署ト總同並ニ東京府労働組合ノ監督下ニ在ル東海労働組合並ニ各

府並ニ各都府労働監督官並ニ各都府労働局長トシテ労働爭議ニ關シテ之ヲ監督スルノ職任ニ付テシテ之

上ノ各府労働局長並ニ各都府労働局長トシテ之ヲ監督スルノ職任ニ付テシテ之ヲ監督スルノ職任ニ付

シテ之ヲ監督スルノ職任ニ付

要旨

(2) 會社側右支店ノ労働監督官三箇年根據シ具體的解決ヲ作成スルヲ以テ之ヲ解決

ノ見込

